

# 山梨県公報

第二千六百二十九号

平成二十八年

八月十八日

木曜日

## 目次

### 告示

- 平成二十七年山梨県産業連関表作成特別調査の実施について……………七四一
- 道路の区域変更(二件)……………七四一
- 道路の供用開始……………七四一
- ジビエ(シカ肉)有効活用調査の実施……………七四二
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)……………七四二

## 告示

### 山梨県告示第二百七十五号

平成二十七年山梨県産業連関表作成特別調査(商品流通調査)を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

一 調査の目的 この調査は、県内において製造業を営む事業所について、商品等の流通状況や営業経費を明らかにし、平成二十七年山梨県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査事項 別に定める商品流通調査票を用いて平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間における次の事項について調査する。

- 1 自工場生産額
- 2 1のうち自工場消費額
- 3 1のうち輸出出荷額
- 4 1のうち国内向け出荷額
- 5 国内向け出荷額の最終消費地別出荷内訳
- 6 国内向け出荷額の販売先業種別構成比

### 三 調査の範囲

- 1 調査地域 山梨県全域
- 2 調査対象 日本標準産業分類の大分類E―製造業に属する事業所のうち、約九百二十事業所
- 四 調査期間 平成二十八年九月十二日から同年十月三十一日まで
- 五 調査の方法 調査対象者の自計申告とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

### 山梨県告示第二百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年九月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
都留市井倉字沢戸八二〇番三―地先から 都留市井倉字沢戸八五七番四地先まで	八・五、 九・一	八・六、 一〇・三	七五・〇	七五・〇

### 山梨県告示第二百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年九月八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 精進湖畔線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町精進字他手合四七六番地先から南都留郡富士河口湖町精進字他手合二六四番二地先まで	九・六 一八・九	一四・六 三〇・三		四一・二

山梨県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十八年九月八日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜 嶺線	北杜市小淵沢町松向字鶏凰六一 三番三九地先から 北杜市小淵沢町松向字鶏凰六一 三番四三三番地先まで	一一九・〇	平成二十八年 八月十八日

公 告

● ジビエ（シカ肉）有効活用調査の実施

ジビエ（シカ肉）有効活用調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例（平成二十年山梨県条例第五十号）第三条第二項の規定により、公示する。  
平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査の名称 ジビエ（シカ肉）有効活用調査
- 二 調査の目的 シカ肉の有効活用に係る施策等の充実に利用するため、県内におけるシカ肉の需要と流通について、実態やニーズを把握することを目的とする。
- 三 報告を求め事項 シカ肉を利用している、又は利用していない理由、仕入れ状況等に関する事項

四 基準となる期間 平成二十八年八月十八日から同年九月五日までを調査基準期間とする。

五 報告を求めらる者

- 1 調査地域 山梨県全域
- 2 調査対象 県内の飲食店業者、旅館業者及び食品加工業者から抽出した約千事業  
者
- 六 報告を求めらるるために用いる方法 自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。
- 七 報告を求めらるる期間 平成二十八年八月十八日から同年九月五日までを調査期間とする。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 有限会社深田建設
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町塩沢二千八百六十四番地
  - 3 代表者の氏名 深田晴一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第五五二〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号又は名称 相川電工
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市境川町三柵三百十九番地一
- 3 代表者の氏名 相川浩之
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九七七七号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 小林工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市中小河原一丁目二番三号
  - 3 代表者の氏名 小林都夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第七四八号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 荒木工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町広瀬三百六十四番地
  - 3 代表者の氏名 荒木勇治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第六五一九号

- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 横瀬断熱
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜王新町七百三十二番地四
  - 3 代表者の氏名 横瀬剛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第九九〇三号
- 四 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 日東金属株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市国玉町九百十番地一
  - 3 代表者の氏名 石川俊幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第八八七四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年七月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 日本小水力発電株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市大泉町谷戸三千九百五番地
  - 3 代表者の氏名 芝崎勝治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第九一七七号
- 四 処分の内容 電気通信工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年七月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 原建築
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小見見四千六百六十二番地三
  - 3 代表者の氏名 武藤久光
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二六）第九三七七号
- 四 処分の内容 塗装工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年七月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 株式会社釜谷工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市龍地三千八百二十四番地一
  - 3 代表者の氏名 釜谷彰一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九七五〇号
- 四 処分の内容 左官工業業及び鉄筋工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年七月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号又は名称 ワタナベコンクリートサービス
  - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡鳴沢村四千百七十五番地三
  - 3 代表者の氏名 渡邊和正
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二七）第八九四七号
- 四 処分の内容 とび・土工工業業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十八年八月十八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十八年七月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号又は名称 株式会社下部建設
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町常葉二千五百八十五番地
- 3 代表者の氏名 望月守
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第三〇〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十八年七月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番